**平成２２年（フ）第１９１９号**
愛知県知多郡東浦町大字生路字浜田４番地の１　カーサ浜田203号
破産者　中川　京子
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２４００号**
名古屋市南区岩戸町３番２号
破産者　新美　典之
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２９６５号**
愛知県尾張旭市旭前町新田洞5055番地２　旭前フレグランスＢ―201
破産者　森田真基子（旧姓桐石）
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１１１号**
京都府京丹後市峰山町橋木956番地
破産者　沖　　尚三
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２２年（フ）第１１２２号**
神戸市兵庫区熊野町４丁目12番４号
破産者　西郷與志明
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３１４号**
神戸市北区山田町下谷上字門口６番地の16
破産者　岩本　憲治
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４０２号**
神戸市垂水区桃山台７丁目1431番地の４　フロール桃山台204号、従前の住所神戸市垂水区天ノ下町１番１―608号
破産者　中田　正彦
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４３４号**
神戸市長田区東尻池町５丁目５番１号
破産者　真尾　悦子
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９８６号**
広島市安佐南区川内４丁目11番41―101号、開始決定時の住所広島市安佐北区あさひが丘５丁目18番28号
破産者　頼田　時政
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２９号**
香川県観音寺市柞田町乙2488番地１
破産者　石井　和幸
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２２年（フ）第３７号**
香川県観音寺市植田町1895番地
破産者　岩田喜美代
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２２年（フ）第３８号**
香川県観音寺市植田町1895番地
破産者　岩田真奈美
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２１年（フ）第８０号**
福岡県小郡市小郡2490番地
破産者　森　　義信
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第１０９４号**
北海道江別市錦町33番地の19
破産者　柿崎　陵介
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１０９５号**
北海道江別市錦町33番地の１
破産者　柿崎　睦子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３３８号**
北海道札幌市白石区本郷通８丁目南５番14号グレイス南203号
破産者　京谷　好晃
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４６２号**
北海道旭川市春光台４条５丁目13番４―441号　市住441号
破産者　松田美穂子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第６５５号**
盛岡市西仙北１丁目41番10―1711号
破産者　瀬川　智裕
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第２２１号**
秋田県横手市十文字町字曙町15番地
破産者　菅原　芳勝
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部